

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 二五
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 二五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二五
- 土地改良法により換地処分をした件二件 二五
- 都市計画を変更した件二件 二五
- 福島県選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二五
- 正 誤**
- 令和八年三月二十七日付け号外第二十五号中 二六〇
- 令和八年三月三十一日付け号外第三十六号中 二六〇

告 示

福島県告示第四百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和八年六月二十三日福島市に招集する。

令和八年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(総務課)

福島県告示第四百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び大熊町ゼロカーボン推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 大熊町原地区商業施設 福島県双葉郡大熊町大字下野上字原六十七・六十九
- 三 法第八条第一項の規定により大熊町から聴取した意見の概要
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 ジャパンミート郡山店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年五月二十六日広野地区門沢工区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村基盤整備課)

福島県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年五月二十六日広野地区代工区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年六月九日

福島県告示第四百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和八年五月二十六日広野地区亀ヶ崎工区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
令和八年六月九日

福島県知事 内堀 雅雄
(農村基盤整備課)

福島県告示第四百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
令和八年六月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
白河市のうち、薄葉、外薄葉及び女石の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域
白河市のうち、薄葉、外薄葉及び女石の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第四百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、浪江都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
令和八年六月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
双葉郡浪江町のうち、大字権現堂字塚越及び字上続町の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域
双葉郡浪江町のうち、大字権現堂字塚越及び字上続町の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和八年六月一日現在において、次のとおりである。
令和八年六月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田 良洋

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二九、九二六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二八七、〇三六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	選挙区
-----	-----

○令和八年三月三十一日付け号外第三十六号中		ページ	正	誤
六上	後ろか	段		
ら一		行		
(第135条の2関係)				
第135条の2関係				

○令和八年三月三十一日付け号外第三十六号中

九上	後ろか	福島県菅金坂団地	福島県金坂団地
ら二			

○令和八年三月二十七日付け号外第二十五号中

正誤

二本松市	一四、二六三	双葉郡	一五、八六二
相馬市相馬郡新地町	一一、〇八四	石川郡	九、九七九
喜多方市耶麻郡	一八、八五七	東白川郡	七、九九一
須賀川市岩瀬郡	二五、二九五	大沼郡	六、四四二
白河市西白河郡	二九、二九六	河沼郡	五、六四五
いわき市	八五、〇九七	南会津郡	六、三九一
郡山市	八七、五三五	本宮市安達郡	一〇、六七四
会津若松市	三〇、九九二	伊達市伊達郡	二四、七三七
福島市	七四、八七八	南相馬市相馬郡飯館村	一七、三五三
		田村市田村郡	一六、三九六